福井県会計年度任用職員 (パートタイム・事務補助) 募集のお知らせ

受付期間 令和5年 2月 3日(金)~ 令和5年 2月10日(金) 〈必着〉

試 験 日 令和5年 2月17日(金) 採用予定日 令和5年 4月 1日(土)

> 福井県生涯学習センター 〒918-8135 福井市下六条町14-1 TEL 0776-41-4206 FAX 0776-42-4201

1 募集概要

採用予定日	令和5年4月1日(土)		
任 用 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで (所属での面接および勤務成績に基づき連続2回まで更新される場合があります。)		
職種	会計年度任用職員(パートタイム)		
勤務場所	福井県生涯学習センター (福井市下六条町14-1 福井県生活学習館内)		
業務内容	生涯学習センターにおける事務補助業務 (各種資料印刷発送、データ入力、物品管理 等)		
採用予定人員	2名		

2 受験資格

地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 福井県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3 試験の方法

受験者の適性、能力等をみるために、個別面接を行います。

4 試験の日時および会場

- (1)試験日時 令和5年 2月17日(金) 時間については、9時以降で指定し連絡します。
- (2)試験会場 福井県生活学習館 2階 会議室 (福井市下六条町14-1)

5 合格者の発表

受験者全員に合否の結果を通知するとともに、合格者に対しては、その後の手続き等についてご案内します。

6 受験手続

- (1)申込方法 「福井県会計年度任用職員(パートタイム・事務補助)採用試験申込書」に必要事項を記入の上、提出(持参または郵送)してください。
- (2) 受験申込先〒918-8135福井市下六条町14-1福井県生涯学習センター
- (3)受付期間 令和5年2月 3日(金)~ 令和5年2月10日(金)〈必着〉※受付事務は、午前8時30分から午後5時15分まで (ただし、月曜日、祝日の翌日、第3日曜日は除く。)
- (4)注意事項 ・郵便により申し込む場合は、必ず書留郵便により行うものとし、2月10日(金)までに到着したものに限り受け付けます。 ・受験票は発行しません。

7 勤務条件

- (1)勤務日 月12日(勤務割り振りされた日) ※土、日、祝日は交代で勤務となります。 ※月曜日および勤務日以外が休日となります。(1週間あたり 2日以上)(ただし月曜日が開館日のときは勤務日となるこ ともあります。)
- (2) 勤務時間 原則、午前8時30分から午後5時00分まで ※休憩時間は正午から午後1時です ※所定労働時間を超える労働はありません。
- (3)報酬日額7,000円
- (4)期末手当 勤務期間等に応じて支給(最大 年間2.4月分) (ボーナス) (例)年間支給額13万円程度 ※勤務期間等に応じて、実際の支給額は増減します。

- (5)休 暇 ・年次有給休暇 年間5日
 - ※6か月継続勤務をした場合の付与日数です。 継続勤務年数に応じて付与日数が変わります。
 - ・特別休暇:忌引休暇(有給)、夏季休暇(有給)、病気休暇(無給)など

(6)その他

- ・通勤費を別途支給
- ・雇用保険の適用あり
- ・公務災害補償(または労働者災害補償保険)の適用あり
- ・地方公務員法上の服務規定等の適用あり(秘密を守る義務、 職務に専念する義務など)
- ・報酬および期末手当については、給与改定等により、額が変 更となる場合があります
- ・報酬等のお支払いに際し、県の指定金融機関である福井銀行 の口座が必要となります

8 試験結果の開示

この採用試験の結果については、福井県個人情報保護条例第24条第1項の規定により、口頭での開示を請求することができます。

開示請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
当該採用試験に	総合得点および	 合否通知の到達日	福井県
合格しなかった者(本人)	総合順位	から1か月	生涯学習センター

○口頭による開示請求の手続き

開示請求する場合は、以下のいずれかの書類を持参のうえ、午前8時30分から午後5時15分までの間に、請求者本人(代理人は認めません。)が、直接福井県生涯学習センターへお越しください。ただし、月曜日、土曜日、日曜日および祝日は受付しておりません。

① 運転免許証

- ② 日本国旅券 (パスポート)
- ③ 各種健康保険の被保険者証
- ④ 各種年金手帳等